

講師等に対する謝金支払規程

(平成 30 年 9 月 28 日基準を改訂し制定)

(総則)

第 1 条 部外講師に対する講師謝金や執筆謝金については、この規程の定めるところにより支払うものとする。

(講師謝金)

第 2 条 部外講師に対する講師謝金は、当該講師の社会的地位及び当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表 1 の区分による時間当たり単価に当該時間数を乗じたものとする。

(執筆謝金)

第 3 条 部外執筆者に対する執筆謝金は、当該執筆者の社会的地位及び当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表 1 の区分による 400 字詰原稿用紙 1 枚当たり単価に当該枚数を乗じたものとする。コラム等の原稿については概ね 1000 文字（原稿用紙 2.5 枚）5,000 円を基準額とする。

(交通宿泊費)

第 4 条 部外講師の交通費は実費支給とする。宿泊は 1 泊あたり 10,000 円を基準額とし、特段の事情がある場合には、理事長決済にて調整することができる。

(端数処理)

第 5 条 各単価に数量を乗じた結果、支払額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(領収書の收受)

第 6 条 謝金を支払った場合には、支払い先から受領書を收受しなければならない。なお、インターネットバンキングによる支払いの場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第 7 条 法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(例外規定)

第 8 条 特別の事情があるときは、別表の各区分の単価を基準として、時間当たり単価、1 回当たり単価又は 1 枚当たり単価を加減することがある。

別表 1

部外講師・研究者に対する謝金支払に当たってのランク区分については、下記のとおりとする。

ランク	区分	職種等	謝金(1回1h)
			原稿料
A	高度な知見、専門的知識を有している者であって、右に該当する者、または同等であると判断される者	1.大学教授、準教授、講師、博士号を取得者。または、著名な研究業績を有している者。 2.各種業界等の要職者 3.各種普及啓発活動、講演活動の著名な実践者、または芸能等に優れた才能を有した人材であってその実績を有している者	¥20,000
			¥2,000
B	健康分野及び医療分野に関する有資格者	保健師、看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、健康運動指導士等の国家資格者	¥15,000
			¥1,500
C	その他		¥10,000
			¥1,000

- 注 1.上記金額には消費税を含む。
- 2.一回あたりの出席の時間は概ね2時間、講演の時間は概ね1時間とする。
- 3.講演者が直前に交代となった場合など、謝金等は引き継ぐものとする。
- 4.この表に抛り難い特別の事情があるときは、上記金額を理事長決済にて調整することができる。

改訂

平成30年9月28日に平成24年9月制定の規準を改案し、規程に制定した。

2 令和2年8月31日改訂

3 令和4年11月1日一部改訂（標準原稿執筆謝金額追記）